

議案第 9 4 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 10 月 3 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中「別表第 6」を「別表第 8」に改める。

別表第 6 その 1 第 5 号中「金額」の次に「（新たに加える建築物にあっては、その 5 に定める金額）」を加え、同表その 5 中「1 件」を「1 棟」に改め、「一棟の」を削り、同表その 6 中「1 件」を「1 棟」に改め、「一棟の」を削る。

別表第 6 の次に次の 2 表を加える。

別表第 7（第 2 条関係）都市計画法に係る手数料一覧
その 1

号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	その 2 に定める金額
2	都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	その 3 に定める金額
3	都市計画法第 37 条第 1 号の規定に基づく建築等の承認申請に対する審査	建築等承認申請手数料	5,000 円
4	都市計画法第 41 条第 2 項ただし書（同法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	46,000 円

	の許可の申請に対する審査		
5	都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	26,000 円
6	都市計画法第 43 条第 1 項の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	その 4 に定める金額
7	都市計画法第 45 条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	その 5 に定める金額
8	都市計画法第 47 条第 5 項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	調書 1 件につき 470 円 図面 1 件につき 470 円
9	都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 60 条の規定に基づく都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請に対する審査	都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請手数料	4,000 円

その 2（都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく開発行為許可申請手数料）

1 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域の面積	手数料の金額
0.1 ヘクタール未満	8,600 円
0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	22,000 円
0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満	43,000 円

0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	86,000円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	130,000円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満	170,000円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満	220,000円
10ヘクタール以上	300,000円

2 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域の面積	手数料の金額
0.1ヘクタール未満	13,000円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	30,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	65,000円
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	120,000円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	200,000円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満	270,000円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満	340,000円
10ヘクタール以上	480,000円

3 その他の開発行為の場合

開発区域の面積	手数料の金額
0.1ヘクタール未満	86,000円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	130,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	190,000円
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	260,000円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	390,000円

3ヘクタール以上6ヘクタール未満	510,000円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満	660,000円
10ヘクタール以上	870,000円

その3（都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為変更許可申請手数料）

手数料の金額
変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。
イ 開発行為に関する設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ、別表第7その2の表に規定する開発行為許可申請手数料に10分の1を乗じて得た額
ロ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、別表第7その2の表に規定する開発行為許可申請手数料の額
ハ その他の変更については、10,000円

その4（都市計画法第43条第1項の規定に基づく開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料）

敷地の面積	手数料の金額
0.1ヘクタール未満	6,900円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	18,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	39,000円
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	69,000円
1ヘクタール以上	97,000円

その5（都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料）

承認申請をする者が行おうとする開発行為の区分	手数料の金額
イ 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供す	1,700円

る目的で行うものである場合		
ロ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものである場合	開発区域の面積が 1ヘクタール未満	1,700 円
	開発区域の面積が 1ヘクタール以上	2,700 円
ハ イ及びロ以外のものである場合		17,000 円

別表第 8（第 2 条関係）三重県宅地開発事業の基準に関する条例に係る手数料一覧
その 1

号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1	三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく確認の申請に対する審査	宅地開発事業設計確認申請手数料	その 2 に定める金額
2	三重県宅地開発事業の基準に関する条例第 9 条第 1 項の規定に基づく変更確認の申請に対する審査	宅地開発事業設計変更確認申請手数料	その 3 に定める金額
3	三重県宅地開発事業の基準に関する条例第 12 条の 2 の規定に基づく建築の承認申請に対する審査	建築承認申請手数料	5,000 円

その 2（三重県宅地開発事業の基準に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づく宅地開発事業設計確認申請手数料）

1 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業の場合

開発区域の面積	手数料の金額
0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満	43,000 円
0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満	86,000 円

2 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築の用に供す

る目的で行う宅地開発事業の場合

開発区域の面積	手数料の金額
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	65,000円
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	120,000円

3 1及び2以外の宅地開発事業の場合

開発区域の面積	手数料の金額
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	190,000円
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	260,000円

その3（三重県宅地開発事業の基準に関する条例第9条第1項の規定に基づく宅地開発事業設計変更確認申請手数料）

手数料の金額
<p>変更確認申請1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>イ 開発区域の変更を伴わない設計の変更については、開発区域の面積に応じ、別表第8その2の表に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>ロ 新たな土地の開発区域への編入に係る設計の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、別表第8その2の表に規定する額。ただし、当該面積が0.3ヘクタール未満のものにあつては、別表第8その2各項の表の0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ハ 新たな土地の開発区域への編入に伴う変更前の開発区域に係る部分の設計の変更については、変更前の開発区域の面積に応じ、別表第8その2の表に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>ニ 開発区域の面積の縮小に係る設計の変更については、縮小後の開発区域の面積（新たな土地の開発区域への編入を伴う場合においては、当該編入に係る土地の面積を除く。）に応じ、別表第8その2の表に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p>

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の附則第1条の施行の日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び別表第6の次に2表を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。